

第163回松戸市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月9日(月)

10時00分から11時30分まで

2. 開催場所 松戸市役所 議会棟3階 特別委員会室

3. 出席者

(1) 松戸市都市計画審議会委員

①出席委員(16名)

・市議会議員

石塚 裕、市川 恵一、伊東 英一、織原 正幸、原 裕二、
ミール 計恵、深山 能一

・学識経験者

秋田 典子、岡田 純、勢田 昌功、田嶋 幸浩、西村 幸夫、
福川 裕一、待山 克典

・関係行政機関の職員及び住民の代表

荒木 健一、恩田 忠治

②欠席委員(1名)

・関係行政機関の職員及び住民の代表

堀江 孝央

③会議の成立

17名の委員総数のうち16名の出席により成立

(2) 事務局及び議案関係課

①事務局

・街づくり部 小倉部長

・都市計画課 中野課長、嶋根課長補佐、松本課長補佐 他5名

②議案第1号

・街づくり部 桜井審議監

・公園緑地課 布施課長、霜田課長補佐、須崎課長補佐 他4名

・みどりと花の課 三末課長

③議案第2号

・都市計画課 中野課長、嶋根課長補佐 他3名

④議案第3号

・都市計画課 中野課長、嶋根課長補佐、松本課長補佐、菊地課長補佐
他4名

⑤傍聴者等

傍聴者 1名

4. 議案及び説明者

- (1) 議案第1号「松戸市公園整備ガイドライン（案）について（報告）」
公園緑地課
- (2) 議案第2号「松戸市立地適正化計画の見直しについて（報告）」
都市計画課
- (3) 議案第3号「松戸市都市計画道路の見直しについて（報告）」
都市計画課

5. 議 事 の 経 過

- (1) 開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:00)
- (2) 部長挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:01)
- (3) 事務局報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:02)
委員の出欠状況及び会議の成立 議事録署名人の紹介
- (4) 開会（議長 福川会長）・・・・・・・・・・・・(10:03)
- (5) 事務局議事概要説明・・・・・・・・・・・・・・(10:04)
- (6) 公開・非公開の確認・・・・・・・・・・・・・・(10:05)
公開することに決定
- (7) 傍聴の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:06)
- (8) 審議開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:07)
- (9) 議案第1号 説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:07)
議案第1号「松戸市公園整備ガイドライン（案）について（報告）」
- (10) 議案第1号 質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:20)
- (11) 議案第2号 説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:33)
議案第2号「松戸市立地適正化計画の見直しについて（報告）」
- (12) 議案第2号 質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:43)
- (13) 議案第3号 説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10:52)
議案第3号「松戸市都市計画道路の見直しについて（報告）」
- (14) 議案第3号 質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(11:05)
- (15) 閉会（議長 福川会長）・・・・・・・・・・・・(11:30)

6. 配 布 資 料

・次第 ・席次表 ・松戸市都市計画審議会委員名簿 ・議案書

7. 議 事 概 要

議案第1号 松戸市公園整備ガイドライン（案）について（報告）

【説明要旨】公園緑地課 布施課長

公園緑地課課長の布施でございます。

議案第1号、松戸市公園整備ガイドライン（案）について、10分ほどお時間を頂戴いたしましてご報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました資料でございますが、資料1から資料4までございます。

資料1として、パワーポイントの説明資料、資料2として、パブリックコメントでの意見と、意見への対応を記載したA3の資料、資料2-2として、パブリックコメント後に修正した箇所を抜粋したA3の資料、資料3として、ガイドライン（案）の概要版、最後に資料4として、ガイドライン（案）の本編の4点でございます。

なお、本日までに、パブリックコメントでの意見を踏まえた案の修正がすべて完了いたしておりませんので、資料1、3、4につきましては、パブリックコメントを実施した際に、公表したものでございます。

本件については、一昨年（2019年）の11月に開催された第158回都市計画審議会におきまして、公園整備ガイドライン策定の経緯、概要、策定の流れ、構成案、松戸市の都市公園の現況、未整備都市計画公園の状況、公園空白地域の条件設定と対象エリアの抽出と解消に向けた今後の検討の方向性につきまして、ご説明をさせていただきました。

その後、頂いたご意見をもとにこれらの内容について、検討の深度を増すとともに、全庁的な照会を行い、素案として取りまとめた後、昨年8月に開催された第161回都市計画審議会において再度ご説明をさせていただきました。

その中でご説明させていただきましたが、昨年、12月16日から本年1月16日までの期間で、松戸市パブリックコメント手続き実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果の概要を本日ご報告いたします。

まず資料2をご覧ください。

ご意見は102名の方から、145件提出され、このうち、案を修正するに至った意見は12件でございます。修正箇所とご意見の内容、修正の内容につきましては、お手元の資料の網掛け部分になります。現時点で修正が完了している箇所を、資料2-2としてまとめさせていただきました。

145件の意見の内訳ですが、公園の整備を要望するものが83件。この内、地区として、栄町西69件、六実1件、長期未着手都市計画公園となっている拓

野公園が 1 件、その他特定の地域名の記載がなかったり市全域に対する内容であったりするものが 12 件ございました。

次に、記載内容に関するご意見として 29 件ございまして、公園整備費用や、その財源に関するものが 6 件、公園空白地域の現状課題に関するもの、長期未着手都市計画公園に関するものがそれぞれ 4 件。公園空白地域解消の考え方に関するもの、官民連携による公園整備・管理運営に関するものがそれぞれ 3 件。松戸市の現況に関するもの、公園配置状況の整理に関するもの、公園整備の実現に向けた方針に関するもの、公園整備に向けた検討内容に関するものがそれぞれ 2 件。ガイドライン策定の目的に関するものが 1 件でございました。

また、本ガイドラインの記載内容に直接関係しない内容として、公園を新規に整備する際の具体の施設内容に関するものが 25 件。既存の公園に関するものが 4 件。その他のご意見として 4 件ございました。

これら修正しないこととした、主なご意見といたしましては、具体の地域や、市全域で公園の整備を求めるものや、新規で公園を整備する際の具体的な整備内容を提案するもの、既存の公園の維持管理や運営に関するものでございます。

これらにつきまして、公園整備の要望に関しましては、公園の不足している地域は、ガイドラインにおいて、公園空白地域として整理させていただいておりますので、修正しないこととしております。

公園の整備内容に関しましては、具体の整備内容は、実際に整備に着手する段階で検討すべきものでございますので、修正しないこととしております。

既存の公園の維持管理や運営に関しましては、本ガイドラインが新規で公園を整備するためのものですので、修正しないこととさせていただきました。

ご意見を受けて修正する箇所といたしまして、意見を多くいただいた内容につきましてご説明させていただきます。

次に資料 2-2、A3 の資料をご覧ください。

まず 1 ページ。第 1 章、松戸市の公園の現状課題における 1) 人口でございしますが、町丁目別人口データをもとに、町丁目の区域ごとに着色した図について、ご意見の通り、その基準がわかりにくかったことから、凡例を「居住誘導区域のうち人口が多い区域」とした上で、五香駅周辺と和名ヶ谷・河原塚一帯を追記させていただきました。

次に、2 ページ。

記載のご意見をもとに、第 2 章、公園整備の基本的な考え方における 5) 公園整備の実現に向けた方針において、直線的な距離だけでなく、鉄道や幹線道路、河川等による周辺の分断状況との記載を追記させていただきました。

続きまして、3 ページと 4 ページをご覧ください。

第 1 章、松戸市の公園の現状・課題における、面積 1,000 m²以上の都市公

園一覧表を追加させていただきました。

続きまして5ページをご覧ください。

第1章、松戸市の公園の現状・課題における公園空白地域の名称に関しまして、古ヶ崎地域としていた地域について、栄町も含まれているが地域名称に入っていないとのご意見をいただきましたことから、16の公園空白地域の名称を精査いたしまして、よりわかりやすくするため、4つの地域で名称の修正を行いました。また、この部分では、本市による自主的な修正といたしまして、図と公園空白地域面積の修正を行わせていただきました。修正内容は、土砂災害特別警戒区域が追加されたことに伴い、当該区域を除外する、居住誘導区域が変更となっておりますので、公園空白地域の図を最新の情報に更新するとともに、公園空白地域面積を算出し直しました。

この結果、公園空白地域は、994.6haから989.0haとなっております。また、居住誘導区域面積に対する公園空白地域面積の割合も再計算いたしましたが、23.6%から変更はございませんでした。

続きまして6ページをご覧ください。

第1章、松戸市の公園の現状・課題における公園整備に関する地域からのご要望に関しまして、古ヶ崎地域の要望を2件記載しておりましたが、栄町西地域からも要望があることから、これも載せるべきではないかというご意見をいただきました。地域からのご要望といたしましては、毎年開催されております、地区意見交換会で提出された意見を中心に記載していたところでございますが、改めて各地域からの要望を精査し、2つの地域において地域要望を追記させていただきました。

続きまして7ページをご覧ください。

第2章、公園整備の基本的な考え方における、2.長期未着手公園の見直しについて、6)古ヶ崎第1公園の計画見直しとして、変更前の都市計画公園区域と重複・隣接していないものの、誘致圏内に立地する県所有の古ヶ崎浄水場跡の機能転換等がなされる場合には、一部敷地の区域への変更の検討を方向性の一つとして位置づけると修正させていただきました。

この他、本市による自主的な修正を行った箇所について、幾つかございますのでご説明させていただきます。

まず8ページ。

ガイドライン第1章に記載されております松戸市の公園の現状・課題のうち、市民意識の把握・分析といたしまして、松戸市みどりの基本計画策定に伴うアンケート調査の結果を掲載している箇所でございますが、このうち、都市計画マスタープランの7地域別の主な結果の欄で、六実・六高台地域が抜け漏れておりましたので追記させていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、9 ページをご覧ください。

公園空白地域の主な特徴を示した箇所でございます。

第 1 章、松戸市の公園の現状・課題のうち、公園空白地域の現状課題として、公園空白地域の図と、道路や建築物の状況、年少人口の分布の状況等重ねた図を掲載しておりますが、ここに都市計画マスタープランの 7 地域の区分と公園空白地域を重ねた図、アンケート調査の結果を追加し、市民意識と実際の公園空白地域の状況を、よりわかりやすく比較できるようにいたしました。

最後に、10 ページをご覧ください。

第 2 章、公園整備の基本的な考え方のうち、公園整備の目標の部分でございます。公園整備の目標として、市街地内における 1 人当たり公園面積を 5 m²としておりますが、この達成には長期の事業期間と多額の事業費を要すると見込まれることから、この目標を最終目標と位置付け、中間目標として今回抽出しました公園空白地域の解消を設定させていただきました。

また、あわせて目標年次につきましても、みどりの基本計画の目標年次でございます 2041 年を想定して、これを目標年次としておりましたが、先に説明させていただきました通り、達成には、長期の事業期間と多額の事業費を要することが見込まれることから、これらを考慮いたしまして、中間目標の年次と設定させていただきました。

対応方針の説明は以上となります。

今回お示しさせていただいた対応方針に沿いまして、引き続き修正作業を進め成案を目指して参りたいと考えております。

公園整備ガイドラインについての説明は以上でございます。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がございましたらお願いします。

ミール委員

ご報告ありがとうございます。たくさんの資料があって、全部をまとめるのは難しいですけど、私も議会質問でも取り上げましたし、意見も上げさせていただきました。そういったところを汲んでいただいて変更していただいているところは評価したいと思います。

あと市民の意見ですね、前回、説明でいただいたその時点での意見ということで見させていただきました。今日いただいたものは、まだちょっと全部は検討していないのですが。

市民の意見が多くて参考になりました。今回のガイドライン案には直接、方針

的なところでの反映は難しいとは思いますが、今後、整備の際に参考にするってようなことが書いてありましたので、ぜひ、参考にさせていただきたいと思いました。最後のところの目標年次っていうところで、2041年まではなかなか厳しいと思っていたので、やはり公園の整備というのは土地の確保というのが一番の課題だと思います。それには事業費もかかりますし、あと期間もかかるっていうことで、ある程度の期間というのはしょうがないかなと思いますので、この辺りの修正っていうのは妥当かなと思いました。あとはアクションプランで具体的に進めていく方針を示すということなので、ぜひですね、早くお願いしたい。公園整備っていうのは、特に子供たちにとって、今ないと子供が大きくなってしまうので、事業費はかかるけれども、早くという相反する要望がありますけれども、ぜひとも早く進めていただければと思います。

福川会長

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

伊東委員

伊東です。よろしくお願いいたします。

この資料2-2の2ページにあります項目9番の内容については、改めて確認なんですけど、本編の29ページにある、250mごとの円というのが、いわゆる道路なり鉄道なりに分断されていて、実際には、この通り進まないということで、この文言を追記したということのご説明なんですけど、これらについては今後どういう形で対応していくのか、その辺のお考えをお示しいただきたい。

布施課長

今、伊東委員の方からご質問いただきました分断要因、分断要素につきましてですが、そもそも小さい公園、特に住区基幹公園と位置付けられております地元地域の皆様がご利用になる公園については、ご指摘、ご意見いただいたパブリックコメントの中でですね、大きな幹線道路ですとか河川、また鉄道等によって、どうしてもそこへ行けないと、特に小さいお子様がたどり着けないということが十分に想定されると。

その中で、実際に公園を整備するアクションプランを今後策定することを、考えております。このアクションプランの中でですね、今回のガイドラインにお示しした、鉄道や幹線道路、河川による周辺の分断状況をチェック項目としてチェックしながら、具体的にそういった形での取りこぼしがないように、進めて参りたいというふうに考えております。

伊東委員

お考えとしてはわかりました。

また29ページの図でこの大きさでいくと、正直どこがどうって詳細に関して見るのは非常に難しいのかなと思うのですが。もっと大きな図でですね、見ていくと個別に見るような形になるのかもしれませんが、いわゆる線路なり、道路なりで分断されている、明らかにその円が切れるようなところに関しては、その表示なり表記の仕方なり、ちょっと考えていただいてもいいのかなと思いますので、今後考えていただければと思います。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。

アクションプランというのは空白地域ごとに作るのですか。それとも全体で作るのですか。

布施課長

今後、このガイドラインを策定させていただいた後に取り組んで参りますアクションプランというのは、このアクションプランの前のガイドラインは、どちらかという、方向性とか方針を全市的に示したものになっておりますので、アクションプランの中において、具体の地域ですとか、公園空白地域の解消に向けた、どこに公園を作ろうとか、先ほど伊東委員の方からもございました取りこぼしがないようにですね、どのようなレイアウト配置にしようとか、そういった部分を、これからですね、ある程度年数をかけて、一地区ごとに順番に取り組んでいくものでございます。

福川会長

一地区ごとに順番に取り組んでいくのですね。

はい、ほかにいかがでしょうか。あとこれ、ガイドラインは都市計画審議会に出てくるのはこれが最後ですか。

最後だそうです。はい、どうぞ。

深山委員

確認というか、記載の方向性といいますか、2-2の資料の中の6ページ。公園が少ないから公園造って欲しいよというところがありまして、それで栗山浄水場跡の一部を公園として整備してほしいということが記載されていて、こういう要望があるよってということだと思うのですが、この栗山浄水場が県の施設になりまして、配水管が増えるという浄水場の編成をする中の、10何年前

の計画の中で、5，6年前に、浄水場の跡地は、県としては、水利施設として使うので、公園は造らないという方針を出しているって認識してるんですけど、現実的に要望があって、これはどう考えればいいのか、単純な要望だと理解してしまってよろしいのでしょうか。

布施課長

資料2-2の6ページ、深山委員の方から今お話のございました、栗山の浄水場に関することですが、矢切地域自体がですね、人口がある程度、お住まいになっている中で、公園が不足している地域ってことが今回ですね、調査の結果抽出ができましたので、この地域全体でまず公園というものを整備していく必要があるというふうに考えています。

栗山浄水場、現状は浄水場から給水場へ移行するようなことを県の方から伺っていますが、ここの中の1区画でも公園化できないかという要望ですね、地域の住民の皆様から最近もいただいているところでございます。

栗山浄水場に限らずですね、地域の公園不足地域の解消に向けて取り組んでいくんですけども、この栗山浄水場周辺の公園整備を引き続き検討していきたいというのが、今現状における私たちの考え方でございます。

福川会長

はい、よろしいですか。どうぞ。

深山委員

栗山浄水場跡地を含めたこの周辺という理解をさせていただくという形でよろしいですね。はい、ありがとうございます。

福川会長

ありがとうございます。このガイドラインは空白地域を明確にしたということがポイントで、アクションプランに期待したいと思います。

それでは次の議題に移りたいと思います。

(担当者入れ替え)

福川会長

それでは議案第2号、立地適正化計画の見直しについて説明をお願いします。

議案第 2 号 松戸市立地適正化計画の見直しについて（報告）

【説明要旨】都市計画課 中野課長

都市計画課、中野です。

議案第 2 号、松戸市立地適正化計画の見直しについてご説明いたします。

立地適正化計画の見直しにつきましては、令和 7 年 3 月の都市計画審議会から 3 回にわたりご意見をいただいておりますが、昨年末にパブリックコメントを実施しましたので、今回はその報告をさせていただければと考えております。

資料は、松戸市立地適正化計画案への意見と市の考え方、参考資料、計画書本編の 3 点となります。本日は松戸市立地適正化計画案への意見と市の考え方にて、パブリックコメントの概要をご報告させていただきます。

参考資料につきましては、前回の審議会でお配りした本編から変更した箇所の新旧対照と変更理由をまとめたものとなっております、こちらにつきましては、説明は省略させていただきますので、後程ご確認いただければと思います。計画書本編につきましては、パブリックコメントのご意見や、内部検討の結果を踏まえ、修正を加えたものとなっております。

それでは松戸市立地適正化計画案への意見と市の考え方の資料をご覧ください。パブリックコメントについて、実施結果の概要についてです。意見募集期間は、令和 7 年 1 月 17 日から 1 月 26 日までの期間で実施いたしました。意見提出者は、3 者、個人が 2、団体が 1、合わせて 13 件のご意見をいただいたところでございます。

2 ページをご覧ください。

左側がご意見の概要、右側に市の考え方と修正の有無を記載しております。それぞれ意見についてご紹介いたします。

まず 1 件目のご意見ですが、意見内容を要約しますと、二十世紀が丘地区は人口構成のバランスがとれた良好な住宅地区であり、もっと計画の中で着目して欲しいというものとなります。市の考え方といたしましては、二十世紀が丘地区は都市機能誘導区域に設定はしておりませんが、低層住宅を中心とした良好な住環境を維持していく地域であり、公共サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう人口誘導していく居住誘導区域として設定し、引き続き良好な住環境の維持向上を図って参りたいと考えております、としております。

3 ページをご覧ください。

2 件目のご意見ですが、意見内容を要約しますと、本市に足りないものは図書館であるというご指摘です。図書館は子供からシニア層まで必要な施設であり、市民の学習の拠点として整備することで本市のイメージを変えることができる

というものとなります。市の考え方といたしましては、図書館の必要性、重要性は、本計画の中でも十分認識しており、誘導施設として、図書館本館や地域館を位置付けているところです、としております。

4 ページをご覧ください。

3 件目のご意見ですが、意見内容を要約しますと、財政的な視点から収益が上がる事業のみの実施にとどめ、安全性があるのならば既存の施設をそのまま利用すべきであるというものとなります。これに対しましては、意見を反映する項目がございませんので、今後のまちづくりや個別の施策を検討する上での参考意見とさせていただきました。

4 件目のご意見ですが、意見内容を要約しますと、16 の拠点設定をもっと柔軟に考えたいかがかというものです。具体的に、3ヶ所例示いただいております。市の考え方といたしましては、拠点設定に当たりましては、商業系用途地域の指定状況や、安定した交通ネットワークの確保、様々な誘導施設の立地が可能であるなどを基本とした拠点設定を行っているところであります、としており、計画書の修正は行っておりません。

5 件目のご意見は、県立西部図書館についても触れてはいかがかというものでございます。市の考えとしては、先ほど図書館の重要性は認識し、誘導施設として位置付けていると申し上げましたが、誘導施設は都市機能誘導区域内で誘導すべき施設であり、県立西部図書館は市街化調整区域に立地していることから、都市機能誘導区域外となるため誘導施設には該当しないものとして扱っておりますとしており、本計画上では位置付けておりません。

5 ページをお願いします。

6 件目のご意見は、本編58 ページで常盤平駅周辺について、常盤平まちづくり方針との関係性をどのように考えているのかを記載してはいかがか、というものです。市の考え方としては、本編の135 ページ、居住誘導施策に関する項目のうち、大規模団地等の既存住宅ストックの再生の中で、常盤平まちづくり方針の考え方を示しており、常盤平駅周辺の都市機能誘導区域につきましても、この方針に基づき区域を拡大する方向で見直しを行っております、としております。

7 件目のご意見は、本編59 ページ、矢切駅周辺の都市機能誘導区域の設定が実態に合っているのか、というものでございます。これにつきましては、矢切駅周辺の都市機能誘導区域は、確かに他地域とは異なり細長い形状にはなっておりますが、先ほどもご説明した通り、拠点設定の基本的な考え方といたしまして、商業系用途地域の指定状況などを踏まえて設定させていただいていることから、計画書の修正は行っておりません。

8 件目のご意見は、本編73 ページの土砂災害の表の中の作成主体で、千葉県

の所管部署名が読みづらいというものです。これにつきましては74ページでは作成主体を千葉県とだけしておりますので、それに合わせる形で修正いたしました。

9件目のご意見は、本編75ページや85ページの災害ハザード情報において、和名ヶ谷水門について記載してはいかがか、というものです。これにつきましては、江戸川河川事務所などが公表している資料において、和名ヶ谷水門を閉めた場合のシミュレーションが行われていないため、現行のままとさせていただきます。

10件目のご意見ですが、本編90ページの地震に関する図面について、地域防災計画震災編の図と違うものを用いているのは何か意図があるのか、というものです。これにつきましては、掲載元の資料を作成している担当課の方で、今年度地域防災計画の地震予測に合わせた見直しを行っておりますので、本計画におきましても更新して参りたいと考えております。

11件目のご意見ですが、防災指針に用いる図面において、鉄道が記載されているが、道路が記載されていないために位置関係がわかりづらいというご指摘です。これにつきましては、ご指摘の通りでございますが、ご提案のあった災害時重要路線は分析項目の一つになっており、すべての図に追記することは困難と考えましたが、位置関係をわかりやすくするため下図に市内道路網図を追加いたしました。

6ページをご覧ください。

12件目のご意見ですが、公共交通に関する誘導施策、本編138ページでございます。路線バスの運行の効率化という表現は、減便ととらえられる可能性があるので、効率化の具体的な内容を記載してはいかがか、というものです。これにつきましては、地域公共交通計画の表現を引用しているところであり、同時期に実施した地域公共交通計画のパブリックコメントにも同じご意見が出されております。担当課である交通政策課の対応といたしましては、本計画の施策概要として引用している本文の一部を修正することとしたので、それに合わせて修正することといたします。

最後に13件目です。

本編154ページの総括指標の関係です。本計画の人口は国勢調査に基づいたものを用いておりますが、住民基本台帳人口を用いてはいかがかというものです。これにつきましては、国が示す立地適正化計画の手引きにおいて、本計画における将来推計人口は国立社会保障人口問題研究所の推計値を採用することとされており、この推計値が国勢調査のデータを使用していることによります。なお、現状値と中間目標値が同じ値となっている理由ですが、計画策定時に設定した中間目標人口が、現状をすでに超えておりまして、将来的な人口減少を見据

え、最終の目標値を変えることなく、中間目標値を現状と同じ人口に設定し直したためです。

以上のご意見と、内部検討の結果等を踏まえ、修正すべき箇所を修正したものがお手元にある本編となります。

7 ページをご覧ください。

最後に今後の予定です。このあと案として計画を取りまとめまして、来年度都市計画審議会に諮問をさせていただきます。その答申をいただいて、改定、公表とさせていただきます。公表につきましては千葉県にて手続きが進められております都市再開発の方針が都市計画決定された後となりますので、今年の夏ごろを予定しております。

説明は以上となります。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。

それではただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

今後これはパブコメを踏まえて案を作成したあと、諮問、答申までに議論する時間はあるのですか。

中野課長

最終はもう一度お示ししますので、議論というか最終的にそこで決をとっていただく形となります。

福川会長

もう 1 回あるね。

はい、どうぞご意見を出していただければと思います。はい、どうぞ。

深山委員

5 ページの意見の中に、矢切駅周辺で都市機能誘導区域の設定が実態にあっているのでしょうか、ということで市の考え方が示されておりますが、59 ページ、県道に沿った近隣商業地域が細長く形成されていて長い間こういう制限ですが、外環道路が通った、それから矢切駅が完成したということで、この矢切駅も含めた形の中で都市機能誘導区域にしていくことが望ましいのではないかと考えるのですが、都市計画課としてはどのような認識をされているのでしょうか。

中野課長

先ほどもご説明した通り、立地適正化計画において都市機能誘導区域の設定につきましては、商業系用途地域ということで設定をさせていただいております。ただ、用途地域を変える変えないというのは、また別の議論になってくるかなと思いますので、これは必要に応じて検討したいと思います。

福川会長

今のでよろしいですか。はい、どうぞ。

深山委員

県道沿いが広域的な都市機能誘導区域としての位置付けは必要だとは思いますが、駅ができたということがポイントとして、その周辺も含めて都市機能誘導区域としたほうがいいのではないかと思います。計画策定後においてもその辺を少し見極めながら、現実的なことをまた考えていただければと思います。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。ほかにご意見はありますか。

立地適正化計画は、実質的なマスタープランのようですが、計画の体系としてはちょっと困惑する所がありますね。

はい、どうぞ。

ミール委員

市民の意見を見て感じたことを言いたいと思います。まず、意見の1番目の二十世紀が丘の記載がないということで、私この近くに住んでるので、この地域のイメージが浮かぶのです。本当にここに書いてある通り、すごく住宅地としての人気が高くて、駅からは遠くて不便といえば不便なのですが、環境がいい、広い公園が幾つもある、スーパーなどの商業施設もある、ということで、多分この通りだと思ってます。松戸市は商業がちょっと今だめだっていうんで、そういうところにも力入れたいと言ってますけど、住んでいい町って、ちょっと前の市長が言ってるのですが、ぜひ、こういう二十世紀が丘のような、本当に、バランスのいい、環境のいい所をどんどん宣伝して、ファミリー層から、高齢者の方まで、住み続けられるっていうところは、宣伝してもいいのかなと思っています。この一番の方の意見には大賛成です。

あと、2の図書館ですが、今、図書館の構想を作っていて間もなく公表されると思うのですが、もう、図書館もひどいですよね。うちには子供が2人いて、もう社会人ですけど、松戸の図書館は使っていなくて、隣の葛飾まで自転車で行っ

てるぐらいでしたので、やっぱり若い人たちの魅力っていう点でも、図書館っていうのは大きいのかなというふうに思うので、立地適正化計画の中でも、最初に必要性、重要性ってのは認識されているということなので、ぜひそこを後押ししていくってということなので、頑張っていたきたいなと思います。

それから、全体を見て言うと、先ほど福川会長もおっしゃっていたように、本当に全体の計画になっていて都市計画マスタープランと比較してどっちが上か下かがよくわからないですね。でも立地適正化計画っていうのが非常に重要になっていくんだろうなと認識をしていますので、適正な修正を入れて最終的な形を見て、最後の議論をしていきたいと思います。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。

図書館から防災からなんでもかんでも入ってきて、しかし、図書館は図書館の計画があり、防災は防災の計画があって、それを取りまとめたものがこれなので、この中でどうこうするというのは難しいですね。それは仕方がない。ただし、居住誘導区域と都市機能誘導区域はしっかりと定めなければならない。その前に線引きがあるのですけどね。そこが大きな目標となるので、その点について特に大きなご意見がなければ問題ないかなと。よろしいですか。

はい、どうもありがとうございました。休憩しますか。特によろしければこのまま続けますが。

すみません、ではこのまま続けさせていただきます。

(担当者入れ替え)

福川会長

はい、それでは引き続き進めます。

議案第3号、松戸市都市計画道路の見直しについて、説明をお願いします。

議案第3号 松戸市都市計画道路の見直しについて（報告）

【説明要旨】都市計画課 中野課長

引き続き、都市計画課、中野です。

議案第3号松戸市都市計画道路の見直しについてご説明いたします。

パワーポイントの資料をご覧ください。では1枚めくっていただいて、こちらの目次に沿って説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

1. 本市の現況、(1) 主要道路網です。右の図は、令和4年度に改定した都市計画マスタープランにおける、誰もが楽しく快適に移動できる都市の方針図です。主要な道路網としましては、オレンジ色の線で示している広域幹線道路、黒色の線で示している幹線道路、緑色の線で示している補助幹線道路がございます。広域幹線道路は、自動車による広域的な移動や交流、物資の運搬などを支え、各地域や主な拠点を結びつける主要な道路として、東京外かく環状道路や北千葉道路、国道6号線などが位置付けられております。

幹線道路は、広域幹線道路を補完し、市内の各地域や主たる拠点間の連絡機能を有する道路として、3・3・6号、3・3・7号等が位置付けられております。補助幹線道路は、幹線道路と沿道地域を結ぶアクセス機能や都市防災の向上に資する道路として、3・4・18号等が位置付けられております。

2 ページをご覧ください。

(2) 都市計画道路の機能と制限です。1) 機能について、都市計画道路は都市計画法に定められている都市施設の一つであり、機能としては、表に示す通り、市街地形成機能、交通機能、都市防災機能がございます。2) 制限について、道路や公園、土地区画整理事業等の都市計画決定区域内の土地で建築を行う場合、建築物の階数や構造に関する建築制限を受けることとなり、都市計画法第53条に基づく許可が必要となります。

許可基準としましては、階数が2階以下で、かつ、地階を有しないこと、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であることとなります。

3 ページをご覧ください。

(3) 都市計画道路に係る主な経過です。昭和11年に都市計画法の適用を受け、本市の都市計画区域が決定され、昭和30年には著しい人口の増加に伴い、既決定道路を含めた全面的な見直しを行いました。その後、東京外かく環状道路や北千葉道路などの位置付けを行い、現在は44路線、約122.24kmの都市計画道路が位置付けられております。

4 ページをご覧ください。

(4) 都市計画道路の整備状況です。黒色が整備済み、赤色が事業中、黄緑色が未整備区間を表しております。3・3・6号、3・3・7号、3・4・18号は、市にて整備を進めているところです。1・3・2号、3・1・3号は北千葉道路であり、令和3年に事業化され、国にて整備が進められております。3・4・12号、3・4・16号は千葉県において、現道の拡幅に向けた整備が進められております。このように本市の都市計画道路は、国や県、市により整備が進められており、令和7年3月時点の整備率は60%となっております。

5 ページをご覧ください。

2. 都市計画道路見直しに至る経緯です。まず、(1) 国の動向としましては、各種手引きや運用指針において見直し検討に積極的に取り組むことを求めています。(2) 千葉県の動向としましては、平成22年3月に千葉県内の市町村が都市計画道路の見直しを行う際の指針となる都市計画道路見直しガイドラインを策定しており、その後も、見直しに関する通知等が出されています。また平成30年11月には、国にて東京都市圏パーソントリップ調査が実施され、その結果に基づき、千葉県にて将来交通量推計が行われました。この推計結果は令和4年6月に千葉県内各市町村宛に送付され、同時に、同推計結果を活用した都市計画道路の見直し検討を行う旨の通知が出されています。

6 ページをご覧ください。

先ほどお伝えした、東京都市圏パーソントリップ調査の概要となります。パーソントリップ調査は、都市における1日の人の移動に着目し、どのような人がどのような目的で、どこからどこへどのような時間帯に、どのような交通手段で移動しているかを調査するもので、東京都市圏の調査は、東京を中心とした通勤交通圏域を対象として10年ごとに実施されています。

図は、調査結果の一部となっておりまして、東京都市圏全体の結果として、左下の地域別の自動車発生集中量に示す通り、各地域とも全体として自動車発生集中量は減少傾向にあります。また下段中央のグラフ、松戸市の結果といたしましても、都市圏全体と同様の傾向を示しております。右側のグラフにつきましては、松戸市の自動車保有に関する経年変化を示しておりまして、本市の自動車保有台数や保有水準は、平成22年からほぼ横ばいとなっております。

7 ページをご覧ください。

(4) 松戸市における道路環境の変化・関連計画改定になります。本市では平成25年3月に都市計画道路の見直し検討を実施し、基本的な考え方を策定しております。当時は平成20年に実施した東京都市圏パーソントリップ調査結果を活用し、千葉県ガイドラインに則った検討を行いましたが、結果として変更または廃止に至る路線はございませんでした。その後、現在に至るまで3・3・6号や東京外かく環状道路の開通、国による北千葉道路事業着手等、松戸市を取り巻く道路環境は大きく変化しており、国土強靱化地域計画や都市計画マスタープランの改定、市街化調整区域編の策定とまちづくりに関する新たな考え方をお示したところです。このような状況から、今回、国や千葉県の考え方を踏襲し、松戸市における道路環境や関連計画の位置付けを踏まえた上で、最新の都市交通調査結果を活用した、都市計画道路の見直し検討を行うこととしたところでございます。

8 ページをご覧ください。

3. 都市計画道路見直しの基本的な考え方となります。都市計画道路見直しの基本的な考え方とは、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの関連計画に即し、未着手の都市計画道路のあり方を検討するための考え方を定めたものです。具体的な進め方としましては、(2) 見直しフローにお示した通り、三段階に分けて検討を行うこととしております。

第一段階におきましては、検討対象路線の選定として、都市計画決定から20年以上が経過し、整備済み、現在事業中、令和22年度までの整備着手予定路線を除いた路線を対象といたします。

第二段階においては、路線の必要性及び整備課題の評価として、県ガイドラインに則り、評価項目を設定し、各路線について評価を行います。なお評価項目のうち、特に重要と考えられる項目を重点項目に設定しております。以下フロー図に従いまして、代替路線の有無、整備課題の有無、整備課題がある場合、対応が可能かについて整理検討を行い、各候補路線を存続候補、変更候補、変更または廃止候補、廃止候補へ分類します。

第三段階におきましては、変更または廃止路線に上がった路線について、将来交通量推計を行い、すべての都市計画道路が整備された場合と、該当路線を変更または廃止した場合と比較し、周辺道路への影響がある場合は存続へ、ない場合は変更または廃止として整理することとします。なお前回策定した基本的な考え方からの変更点としましては、検討対象路線の選定において、令和22年度整備見込み路線を除外したこと、整備課題の考え方を追加したことなどがあります。

9ページをご覧ください。

先ほどご説明した(3) 評価項目です。千葉県ガイドラインに記載の評価項目に基づき、本市において評価項目として設定したものです。都市マスにおける広域幹線や幹線、補助幹線道路等の位置付けや、防災の観点から緊急輸送路の位置付け等を挙げております。評価項目に二重丸があるものは重点項目であり、都市マスや立地適正化計画といった上位計画での記載をもとに、松戸市における道路環境の変化、今後の見通しを踏まえ設定しております。

この重点項目に該当する場合は通常1点のところ2点の加点としており、見直しフローにて必要性が高い路線と判断されます。なお前回策定した基本的な考え方の変更点は、立地適正化計画における考え方を追加したこと、慢性的な交通渋滞の解消に資する路線、洪水浸水の減災に対応する路線を追加したこと、重点項目を設定したことなどがございます。

10ページをご覧ください。

4. これまでの流れと今後の進め方です。令和4年度に千葉県により行われた将来交通量推計結果をもとに、本市における令和22年度の交通量推計を実施

いたしました。令和５年度から都市計画道路見直しの基本的な考え方の更新を行っており、それに基づき見直し検討を実施し、適宜、庁内検討委員会や関係機関との協議を行っているところでございます。

本日は基本的な考え方についてご報告させていただきました。今後は引き続き、庁内関係課や関係機関との協議を重ねながら、これらを踏まえた見直し案の検討を進め、その結果について来年度以降、審議会にて報告したいと考えております。

１１ページをご覧ください。

最後に５．都市計画法第５３条の許可の運用についてです。２ページでご説明したとおり、道路等の都市計画区域内の土地で建築を行う場合、建築物の階数や構造に関する制限を受けることとなり、都市計画法第５３条に基づく許可が必要となります。現在、都市計画道路の見直し検討を実施する中で、現在の建築制限を踏まえた上で、住民の住居・建築ニーズに応えるため、令和８年度より、第５３条許可基準の運用変更の是非について、検討していきたいと考えております。

説明は以上となります。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。

今回の説明は、これからこうやるという考え方が示されただけで、具体的にどこがどうなるかというのは、まだこれからの話ということなので、その観点でご質問いただければと思います。

二つ内容があって、見直しの話は何か都市計画の道路計画の講義を聞いているような感じでしたが、スケジュールに従って決められていくというものです。

もう一つは５３条の問題がありますので、もしかしたらこれが今日の一番のポイントになるかもしれませんので、どうぞご意見などをお願いします。

はい、どうぞ。

秋田委員

まず８ページ、これからの見直しの検討に関してですが、現在はどの段階をやっていて、今日の報告がどこに入るのか、それをまず教えていただきたいということと、その５３条の緩和っていうのが、このフローの中で、どこに当たったものに適用しようとされてるのかって言うのを教えてください。

もう一つ、３ページのところなんですけれども、昭和１１年、１９３６年に都市計画法の適用を受けた次が、昭和３０年で、既決定道路を含めた全面的な見直しってなっていますが、下にある、その４４路線っていうのはいつ決めたのかよ

くわからないので、それについても追加いただければと思うのですが、今わかれば、お答えいただければと思います。

中野課長

見直しフローでどの段階か、ということですが、第一段階は明確にこの基準があるので、当然ここから第二段階に進みますよね、というところであるんですけども、現在は、この第二段階、第三段階を含めて検討を進めてるというような段階です。

福川会長

今は第二段階の最中ということですね。あと、53条はどれが対象になるのでしょうか。

中野課長

53条につきましては、基本的には全てに同じ制限がかかっているんで、それも含めてどこを対象とするのかを、今後検討を進めていきたいと考えています。

福川会長

53条については、すでにやっているところも多いのだと思うんだけど、今のところは何か今のフローチャートに紐づけされたことになっているのですか。それとも関係なくやっているのですか。

中野課長

基本的にフローチャートは関係なくてですね、他の自治体だと例えば適用対象となる路線を限定したりとかっていう例はあります。

福川会長

それも含めてこれから皆さんのご意見を聞きたいということですね。

秋田委員

あと歴史ですね。3ページに44路線をいつ決定したのかということを書いていただきたいなと思います。

嶋根課長補佐

現在、44路線、約122kmの都市計画道路網が松戸市で形成されておりますが、順次ですね、決定・廃止等を繰り返して、今現在44路線となっております。

す。直近で言うと、北千葉道路の関連で、串崎新田の周辺の道路というのが、令和3年のときに新規に決定されたというような状況です。その決定をもって44路線という形になってございます。

秋田委員

それは十分承知してるんですけども、最初の決定がいつなのか全然書かれてなくて、都市計画法の適用を受けるの次に既決定道路となっているので、既決定というのがいつされたのかが気になったので。最初にかなり決めてると思うんですが、細かい変更とかはあるにしても、そこも記載いただいてもいいのかなと思いました。

あと私が記憶にあるものでは、例えば北千葉道路の部分はもちろんこの審議会の中で記憶してるんですけども、その前に例えば3・3・7号の変更とかもやってると思うので、細かいところをあまり省かずにもうちょっと丁寧に書いてもいいのかなと思いました。

福川会長

はい、ほかにいかがでしょうか。

はい、ミールさん、お願いします。

ミール委員

私も、秋田委員と同じで、今、どの辺の状況なんだろうということがわからなくて。例えば、もう第2段階までやっていて、廃止を検討している路線があるのかどうかというところを確認したいんですよ。というのは、今後の予定を見るとですね、今回が第163回で報告、そのあとが、令和8年度以降で報告っていうので、どこで決まるのかがわかりません。一定の基本的な考え方やルールだけ説明されても、今どういう状況で、何路線ぐらいが対象になっていてみたいな、そういう、ある程度、詳しい報告がないと検討しようもない。基準やルールだけ教えられても、というところなんです。だからその辺の現状報告っていうのが、今日は無理だとしても、この途中の1回には入れていただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

中野課長

繰り返しなんですけども、今回はあくまでも都市計画道路見直しにあたってこういう基本的な考えで進めますっていうところです。状況としては先ほどお伝えした通り、第二段階、第三段階のところでいろいろ検討を進めておりまして、正直、前回はそういった路線がなかったので、そんなにたくさんはっていうこと

ではないかと思うのですが、次のステップとしては、そういったところが気になるかと思しますので、事前に情報は審議会でお示しさせていただいた上で、検討を進めていきたいなと思っております。

福川会長

10ページでは、令和8年度以降は極めて大ざっぱに書いてありますから、もうちょっと詳しくね。

中野課長

正直、まだ全然定まってないところがあって、こういう表現で申し訳ございません。

福川会長

それからこのフロー。8ページのフローチャートの第二段階とは、甚だ幅広いわけです。現在この幅広い第二段階のどこにいるかというのも、なかなか答えづらいところなんですよね。

中野課長

いろいろ関係機関との協議等もございますし、道路は松戸市だけで決定できるものでもなく、当然、他の自治体とも関連しますし、県とも関連しますし、様々なところで協議をしてという、そういう状況です。

福川会長

作業としては、第二段階の①、②、③をこれからやるのか、もうすでにやっているのですかね。

中野課長

継続的に検討しております。

福川会長

と、いうことだそうです。

ほかにご意見・ご質問ございますか。はい、どうぞ。

ミール委員

なかなか、現状の報告っていう詳しいところが出てこないということですけど、その上で確認したいのですが、1ページ目の、本市の現況、主要道路網の現

況があります。これって、点線のところもあるんですけど、例えば、地下鉄 11 号線延伸が点線で、灰色の丸でできてますけど、これは、計画というか予定ですよ。今後できたらいいなみたいな。できてないんですよ。だけど、他のものの点線というのは、これはできてるものなんですか、それとも今後の計画なんですか。その辺がちょっとわかりにくいなと思いますので、その説明をお願いします。

中野課長

この図は都市マスから持ってきたものとなってまして、都市計画道路もございますし、当然そうでないものもございます。

福川会長

点線と実線の区別はなんですかね。都市計画道路じゃないものが点線ですか。

嶋根課長補佐

すいません。ちょっと見づらいのですが、図の下に凡例を記載してございまして、実線が都市計画決定された道路で、破線になっているのが、その他の道路ということで、都市計画の決定までは至ってないような道路、現道があったりとか、そういう道路になるんですけれども、そういった形で市内の道路網を、都市計画マスタープラン上、位置付けさせていただいているという状況になります。

福川会長

確認ですが、これは都市計画マスタープランに載ってる図なんですね。

嶋根課長補佐

そうです。

福川会長

それから点線は、できているもの、できていないものもあるけれども、基本的に都市計画道路ではないということです。道路には都市計画で決めた都市計画施設としての道路と、そうでない道路があって、都市計画で決めていない道路は点線になる。ということで、よろしいですね。

はい、ほかにいかがでしょうか。

西村委員

これ、審議を要することではないかもしれないのですが、大きな幹線道路が、

外環ができて、今度北千葉道路ができると、他の道路が負担してた交通量がそちらにもあるので、変わるはずなんですよ。状況として改善されるはずなんですけど。その辺の将来推計とか、それをもとにした計画っていうのは、なかなか今まで出てこないんですよ。本来ならば、外環をやる前にも同じようなことをやっているとすれば、外環ができた時にどれくらい解消されたのかというのがあって次の計画が立てられるべきだと思うんですけど。

市だけでは、それはやりきれないと思いますが、ぜひですね、県とかとの調整の中で、そういう将来的な、他の道路等の役割分担が変わるような大きな道路ができるので、そのことも加えた計画に利用していただきたいなと思います。特に都市計画は、過去の計画をレビューすることがあまりなくて、その時代時代に新しい課題ができるものだから、またそれを解決しようとするということで、できた道路がどれだけ改善に役立ったのかというような視点があまりないものだから、そのところをですね、ぜひ、人口も減って、車の保有量も減ってるわけなので、少し検討いただければありがたいなと思います。要望です。

福川会長

そのことについて、事務局から何かありますか。

中野課長

松戸市の交通量推計につきましては、北千葉道路が事業化されてますので、そういったものも含めて、推計は色々なシミュレーションをした中で、今後検討を進めていきたと思っております。

福川会長

はい、ほかにありますか。

どうぞ。

荒木委員

ざっくりとですが、この都市計画道路についてですね、経緯を説明させていただきたい。県の都市計画道路の見直し指針を作ったとき、たまたまこの1年間だけ私、県の都市計画課におりまして、作った本人なんです。それでちょっと説明させていただきますが、もう十七、八年前になりますけども、都市計画道路は一回決めると、ほとんど見直すことはなかったのですが、当時ある路線が90年近く指定されたままで、道路作らないなら外してくれというような裁判が起りまして、当然ですね、都市計画審議会に諮って決定したものですから、裁判では訴えた方が負けたのですが、その時に裁判長の方から何十年も指定していて

着手しないのはおかしいという附帯意見が出たんですね。それが大きく動いたきっかけであるのと、それからもう1つは、この都市計画道路が、特に市の人口の伸びですね、市の計画を反映してるところがございまして、静岡県のある国道にバイパスをつくるということで、それを拡幅する案件が出たんですね。当然その市の道路計画を人口の伸びを使ってやったのですが、実際にはもうその市は人口が減ってた。ということで、これ静岡県の案件ですけども、裁判に負けたんですね。この2つの大きな要因があって、見直しをしようとなったのが、その頃です。特に大阪府は、橋本知事のときに、いっぺんに都市計画道路を消したという事例もありまして、それで全国的に見直しをしていこうということになりました。ただ人口が減ってる地方の都市は、見直しが簡単なんですけども、松戸市ってまだ人口も増えてまして、まだまだ難しい問題を抱えてる中で、見直しをするってやっぱり、かなり慎重にやらないといけない部分があるのかなということで、一生懸命今やられてるんだなと、いうふうに、私からすれば頑張ってください、よろしく願いいたしますという気持ちです。

福川会長

はい。どうもありがとうございました。背景の説明をしていただきました。裁判はいつごろでしたか。

荒木委員

20年くらい前でしょうか。

福川会長

という背景だそうです。

はい、どうぞ。

市川委員

今回のこの見直しフローを見せてもらって、どちらかというとこれ、廃止をしていくような見直しだと思います。それはいいのですが、整備率は廃止をすれば上がってくるというのは分かるのですが、我々からしたらやっぱり、存続している部分を早く整備をしていただけるように、段階でAランク、Bランク、Cランクというような、そういったところを見直していただくような、そちらの方に重点を置いてほしいと思います。できれば、早く造っていただきたいという要望がたくさんあります。その辺はどうでしょう。振り落とすんじゃなくて、そちらの方に重点をおいていただきたいなと思います。

それから制限の関係ですけど、やっぱり不動産の価値が下がってしまうので、

その点は見直しを行っていただいて、ある程度自由に建てられるような方法で考えていただきたいなと思います。

福川会長

どうもありがとうございます。ご意見ということでいいですね。

はい、ほかにご意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

伊東委員

先ほどミールさんの方からお話があったように、ご説明のパワーポイントの1ページとそれから4ページを見比べていったときに、普通に見るとやっぱり点線って、いわゆるまだ未開通部分だよってというような感じに見受けられるというのと、それから、4ページのところを見ると、例えば流山街道は、図面上の左側のところ、川沿いに走っている道路になりますが、道路としては車の通行はできるけど、多分規定の幅員がないからっていうことですよね。なのでその、何て言うんだろう、普通に、車の通行はできていて、道路としてはある程度この機能は持っているけれども、幅員という話と、それから、逆にその流山街道の上から、右に抜けている3・3・6号に関しては、これは全く道路がない部分であって、ちょっとその見分けを、全く道路がないのと通ることができるよっていうところの、何か見分けを考えてもいいのかなということで、今後工夫していただければと思います。

福川会長

はい、ありがとうございます。今のもご意見ですね。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

原委員

聞きたいのは53条の許可の運用について、これ緩和の方向なのかなと思うんですけど、これを結局市は進めていくって考えているのか、進めるとしたら、どういうフローでやっていくのか。例えば、今話してるような都市計画道路の見直し、これと合わせてやっていくのか、それが終わってからこの緩和を考えていくのか、どのように市は考えているんでしょうか。

中野課長

53条の許可については、私権の制限をしているっていう状況がございますので、当然都市計画道路の見直しとあわせて同時に検討を進めていきたいということで、今回、議題として上げさせていただいたところでございます。

原委員

とりあえず検討していく方向は、これ要望を受けてるときもありましたので、進めて欲しいなと思っています。で、あれば、やっぱり他の地域の、例えば先行してる千葉市とか船橋市とか、自治体によってちょっとずつ何か違うところもあるみたいで、江戸川区なんかは優先整備路線っていうのを、先に決めてそこはやらないよとか、具体的な話で、ちょっとずつ違ってるところがあるので、周辺の自治体がどんなふうになっているのかっていうのも、どこかで、きちっと具体例を示していただいて、それから検討進めばいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

福川会長

どうもありがとうございます。
これってどこで決めるんでしょう。

中野課長

あくまでも運用基準になりますので、最終的には市が決める形にはなるのですが、当然、審議会でご意見を伺ったうえで決めていきたいと考えております。

福川会長

国の法律ではないのですか。

中野課長

地方分権の一環で、53条の許可事務は、機関委任事務から、自治事務に移行されたこともあって、千葉市とか船橋市とか、一応独自の基準を設けてるっていう形でございます。

福川会長

独自に決められるということですね。で、開発するときにはこれをお願いしますということですね。

はい、ほかにご意見はございますか。どうぞ。

勢田委員

今後53条の扱いも含めて議論されるということなんですけれども、このテーマというのは本当にその都市計画道路が、およそ時間の概念でどういう整備水準になるのかという、その期間のイメージも含めながらでないと議論が深まらないのかなと思っています。今日の資料だと全体で60%ということなんです

が、今後の議論として、将来の事業費ってというのは読めないんですけども、過去のトレンドからですね、何年ぐらいでどのぐらいの整備が進むイメージの中で、これを議論されていくとかですね、そういうものがわかるような形で、議論を進めていただきたいなというのが1つ。

あと、やはり県が管理するような広域道路もありますので、それについては逆に県の方の広域の中では、パーソントリップの関係とかの情報もあるでしょうから、そういうものは今後の検討の内容に入っていると思うんですけど、十分お示しいただく中でですね、議論させていただきたいなと思います。

福川会長

はい、ありがとうございます。今のご意見と言うことですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、どうもありがとうございました。それでは議案第3号を終了いたします。本日の議題は以上です。